

### Ⅲ-8 生活に困った時

生活に困っている人のために、以下のような制度があります。詳しくは、市区町村役場の福祉担当窓口  
でお尋ね下さい。(付録Ⅲ-1 62ページ)

#### (1) 民生・児童委員

生活に困っている方、ひとり暮らしお年寄り、ねたきりお年寄り、一人親家族、障害のある方などの  
相談に応じ、必要な援助をするほか、福祉事務所や関係行政機関の業務に協力します。また、児童に関  
する相談や助言にもあたっています。

#### (2) 生活保護

利用できる資産(財産)や自分の能力、その他の制度・施策などを使っ  
ても、また、親戚からの援助があっても、なお生活に困る場合は住所地の  
福祉事務所の保護課へご相談ください。困窮の程度に応じて必要な保護を行  
います。

#### (3) 生活資金の貸し付け

生活困窮世帯などに対し、生活福祉資金や緊急援助資金の貸付制度があり  
ます。

